

学校体育施設利用者の遵守事項

- (1) 開放施設及び開放日時は別表のとおりです。ただし、学校行事等が予定されている場合は使用できません。
- (2) 利用できる学校体育施設は、1団体につき小・中学校各1校であり、代表者又は申請者の居住する学区内の施設のみです。また、1団体で複数の施設登録申請はできません。
- (3) 施設登録申請時に交付する申請書(写)を管理人及び学校へ提出ください。
- (4) 暖房器具は原則使用禁止ですが、練習試合等で4時間以上施設を使用する場合は、事前にスポーツ推進課にお問い合わせください。
- (5) 施設を利用する毎に日誌を記入ください。鍵の貸借の必要のない屋外運動場利用者において、日誌未記入者が見受けられます。
- (6) 降雨等でグラウンドが軟弱な時は使用しないでください。
- (7) 学校敷地内での喫煙は禁止されています。
- (8) 施設利用中に施設を破損した場合、速やかに管理人へ報告してください。
- (9) 利用後は清掃・整理・整頓し、ゴミ等はお持ち帰りください。
- (10) 消灯・窓閉め・施錠確認の徹底をお願いします。
- (11) 許可された使用時間をお守りください。利用後の清掃及び整理整頓は時間内に行い、終了後速やかに鍵を返却ください。
- (12) 利用終了後、速やかに学校敷地内から退出ください。学校近隣住民より、夜間騒音の苦情が発生しております。
- (13) 管理人の指示には必ず従ってください。

**遵守事項を守らない団体・利用状態が悪い団体は
学校体育施設及び市体育施設の使用禁止とすることがあります。**

別表				
施設名	対象学校	開放期間	開放時間	
屋外 運動場	市内すべての 小・中学校	4月から 11月まで	土曜日・日曜日・ 祝日・長期休業日	午前6時から 午後9時まで
			上記以外の日	午後6時から 午後9時まで
体育館	<u>南小学校を除く</u> 小・中学校	年間	土曜日・日曜日・ 祝日・長期休業日	午前9時から 午後9時まで
			上記以外の日	午後6時から 午後9時まで